令和５年5月１０日

保護者　様

さいたま市立宮原小学校
校　長　　内山　一幸

新型コロナウィルス感染症に係る今後の学校教育活動について

新緑の候、保護者の皆様には益々御健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動に御理解御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、報道等で御存知のとおり、新型コロナウィルス感染症は令和５年５月８日付で感染症法上の５類感染症に移行し、これに伴い、学校保健安全法施行規則の一部が改正されました。

つきましては、新型コロナウィルス感染症に係る出席停止等の取扱いについて、下記の通りとなりますので、御理解御協力をお願い申し上げます。

記

１　児童の出席停止について

・新型コロナウィルス感染症への感染が確認された児童は、出席停止の対象となります。期間は、以下のとおりです。

（１）有症状の感染者は、発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで。

（２）無症状の感染者は、検体を採取した日から５日を経過するまで。

２　児童の病気欠席及び早退等について

・発熱や咽頭通、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせずに、自宅で休養するようお願いいたします。なお、この場合は病気欠席となります。出席停止とはなりませんので、御了承ください。ただし、後日、新型コロナウィルス感染症の感染が判明した場合は、さかのぼって出席停止といたします。（インフルエンザと同様です。）

・登校後、児童に発熱等の症状が見られる場合には、安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。なお、きょうだいについては、この限りではありません。

３　濃厚接触者の扱いについて

・令和5年５月８日以降は、濃厚接触者としての特定は行わないことを踏まえ、同居している家族が新型コロナウィルス感染症に感染した児童であっても、直ちに出席停止の対象とはなりません。

・児童本人に症状は出ていないが、感染している恐れがあるために自宅待機をする場合は、病気欠席となります。出席停止とはなりませんので、御了承ください。

４　感染が不安で休ませたいと相談があった児童等の出欠の取扱いについて

・同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合は、出席停止といたします。

５　その他

・詳細につきましては、文部科学省ホームページ「学校における新型コロナウィルス感染症に関する衛生管理マニュアル（２０２３．５．８）」やさいたま市ホームページを御確認ください。

・その他御不明な点がございましたら、下記連絡先までお願いいたします。

連絡先　宮原小学校 教頭　坂口
TEL　６６４－５１５３